

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要） （両立支援等助成金の見直し関係）

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給の特別休暇を取得させた事業主に対する支援を行っているが、小学校の臨時休業等が長引く中で、有給の休暇制度を取得させる事業主への支援を強化するため、両立支援等助成金の暫定的な特例措置を講ずること等を内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 対象となる有給休暇の期限を令和2年6月30日から同年9月30日に延長する。
- ② 令和2年4月1日以降に取得した有給休暇について、助成額の日額上限を15,000円とする。
- ③ その他所要の暫定措置を設ける。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

【現行の新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金制度の概要】

令和2年2月27日から同年6月30日までの間における（1）の①又は②の有給休暇について、（1）に該当する事業主に対して、（2）に定める額を支給する。

（1） 次のいずれかに該当する事業主

① その雇用する被保険者が、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（②において「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

② その雇用する被保険者が、小学校等に就学等している子どもであって、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主

（ア） 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと

（イ） 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること

（ウ） 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること

（2） （1）の①又は②に該当する有給休暇に係る者1人につき、（1）の①又は②の事業主が支払った賃金の額に相当する額として雇用環境・均等局長の定める方法により算定した額（その額を当該賃金の支払いの基礎となった日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額）

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 6 号及び第 2 項

4. 公布日等

公布日：令和 2 年 6 月中旬

施行期日：公布の日（2. ②は令和 2 年 4 月 1 日以降に取得した有給休暇について適用する。）